

「財産法の基礎2」 中間試験採点基準とチェックリスト

項 目	基準点	加算点	備 考	採点
債務不履行責任	3	2	不完全履行・免責立証	
570 条の指摘	2	0		
瑕疵の存在	3	2	瑕疵の主観・客観等	
	2	0	事実の指摘	
隠れた瑕疵	3	2	善意無過失と瑕疵の不表見	
	3	0	検査の事実の指摘	
種類物と瑕疵担保責任	4	0	問題点の指摘のみで4点	
判例：履行として認容して受領後は瑕疵担保責任の追及のみ	4	2	他の学説への言及	
	3	0	転売処分の実事の指摘	
短期期間制限	4	0	問題点の指摘のみで4点	
566 条 3 項の指摘	2	0		
判例：裁判外の権利行使による権利の保存	4	2	他の学説への言及	
	0	3	商法 522 条	
	3	0	3 月 8 日の通知の指摘	
代金減額損害賠償 (信頼利益賠償)	4	2	2400 万円肯定。理由付けが丁寧なら加算	
履行利益賠償	6	6	1 つの考え方で丁寧なら 6 点、他の考え方の検討につき最大 2 点×3 つまで	
総 計	50	21		

※基準点は、それなりに書けていると思えば少し緩やかにその点数（満点）を付けて結構です。やや不足していると判断すれば、その程度に応じて、1 点から配点の半分程度まで適当に減点してください。とにかくその点を論じていれば、多少誤っていたり不足していても半分程度は点数を与えるということになります。まったく触れていなければ、その項目は 0 点です。

※加算点は、そこまで触れなくてもよい深い論述につき加算するもので、加算点の範囲内で自己判断して点数を付与してください。